経営者のための法律相談Q&A その51

債権管理と消滅時効について

1 見落とすと怖い消滅時効

売掛金や未収金など、事業活動では回収しなければならない債権が日々発生します。

期限までの支払いがなされれば何も問題はないのですが、様々な事情で遅れたり、支払われないことも多いのが世の常で、債権管理に苦慮されている方も多いかと思います。

払うべきものを支払うことは義務ですが、皆様もご存じのとおり、法律には消滅時効というものがありますので、支払ってもらえるはずのものがある日突然消えてしまうことがあります。

そのため、債権管理においては消滅時効のことも考えておかなければならないのですが、具体的にはどのような対策が必要になるのでしょうか。

2 時効の長さについて

現在の法律では、「消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する」（民法166条）とされており、その長さは民法上は「10年」（民法167条）とされています。

しかし、会社や事業者などによる商行為によって生じた債権は原則「5年」（商法522条）とされていますし、労働基準法で「2年」とされている給与の支払いなど、他の規定で様々な時効の長さが定められています。

事業者側で特に注意しなければならないのは、民法に定められている短期消滅時効で、生産者や小売業者が商品を販売した売買代金の消滅時効が「2年」（民法173条）とされていることなどが挙げられます。

このように、債権の種類によって消滅時効の長さは変わってくるため、債権管理においては、自身が回収しようとしている債権の時効の長さに注意をする必要があります。

3 時効はいつから進行するか

時効の長さを把握したら、今度は、その時効期間がいつから進行するのかを把握して、「いつ消滅時効が完成するのか」を管理しなければなりません。

この点については、「支払日が定められている場合は、その日から」、「支払日が定められていない場合は、契約日から」と考えるのが基本にはなります。

ただ、法律上別の規定が存在することはありますので、迷ったら専門家に相談して確認することも有益だと思います。

4 時効は止められないのか

では、このようにして消滅時効を把握したうえで、いつまでも支払ってくれない人に対してはどうすればよいのでしょうか。

これについては、法律は「時効の中断」という制度を用意していて、「請求」や「差押」、「承認」といった行動によって、消滅時効の進行を止めることを認めています。（民法147条、中断すると、そこからまたあらためて時効期間が進行します。）

ただ、ここで注意しなければならないのは、「請求」という時効中断です。

ご相談をお受けする際に、よく「請求書は毎月送付していますから大丈夫です。」とか、「年に1回は、直接会いに行って請求してますので、時効は問題ないです。」と言われる方がいらっしゃるのですが、請求書を送ったり、口頭で請求したりすることは「時効の中断」にあたりません。

そのため、たとえ毎月のように請求書を送っていたとしても、前述した時効期間が経過すると債権が回収できなくなる危険があります。

時効の中断を考える際には、裁判所を利用した請求手続をとる必要がありますので、注意が必要です。

ただし、債務者自身が、支払われなければならないことを認めている場合などは、「債務の承認」として「時効の中断」が認められますので、請求書の送付の際などにこのような事情が認められれば、時効を止めることはできます。具体的にどのような手段がとりうるかは、事案や当事者の関係にもよってきますので、迷われた際には、早めに専門家等へのご相談をお勧めします。

5 民法改正に注意してください

以上、時効の管理についてお話してきましたが、今年の4月からの民法改正があるため、それ以降に生じた債権については、細かいところで取り扱いが変わるところもあります。

ただ、現在管理されている債権についての取り扱いは変わりませんので、今回お話したことも覚えておいていただけたらと思います。

（本稿担当　加藤之拓）

弁護士法人あすか　東広島事務所
〒739-0025
東広島市西条中央7丁目二三番三五号
東広島商工会議所会館3階
☎493-7100 FAX 493-7101
弁護士 福田浩・今田健太郎・上椙裕章・谷脇裕子・加藤之拓・鈴木謙治・中岡正薫・中江詩織・大橋真人・河田崇大